

# 神奈川県行政書士会

## Web ページ 掲示板 管理・運営 規則

この規則は、神奈川県行政書士会会則第82条の規定に基づき、神奈川県行政書士会におけるWeb ページ掲示板（以下「掲示板」という。）の管理・運営について必要な事項を定める。

### （管理・運営）

**第1条** 掲示板に掲載された内容の確認等の管理・運営は、広報部が行う。

2 広報部長は、掲示板の掲載内容につき第2条各号に該当すると思料した場合は、会長に報告のうえ、会長の承認を得て削除を行うものとする。

### （情報掲載の禁止・制限）

**第2条** 掲示板には、下記の各号のいずれかに該当する内容を掲載してはならない。

- (1) 法令あるいは公序良俗に違反する場合
- (2) 個人情報の漏洩あるいは誹謗中傷など人権を侵害する表現である場合
- (3) 事実誤認、虚偽または誇大な表現である場合
- (4) 知的財産権を侵害する場合
- (5) 特定の会員個人の営利を目的とする場合
- (6) その他、掲示板にふさわしくない内容と明らかに認められる場合

### 附 則

この規則は平成18年6月9日から施行する。

### 附 則

この規則は平成20年11月14日から施行する。